



■健全化判断比率

	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
平成29年度	—	—	6.3%	—
早期健全化基準	14.83%	19.83%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合、および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」で表示します。

■資金不足比率

会計名	⑤ 資金不足比率 平成29年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	

※資金不足額がなく、比率が算定されない場合は「—」で表示します。

③ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなどの一般会計の資金繰りの危険度を示す指標です。

④ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性がある負担等の現時点における残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

⑤ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることとなります。

財政健全化判断比率等を公表します

町の財政状況がどのような状況にあるのかを判断するため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、毎年度、地方公共団体の財政の健全性を示す指標（健全化判断比率および資金不足比率）を算定し、監査委員の審査を受けた上で、その意見を付けて議会に報告するとともに、町民の皆さまへ公表することが義務付けられています。

健全化判断比率は、①**実質赤字比率**、②**連結実質赤字比率**、③**実質公債費比率**、④**将来負担比率**の4つの指標があり、それぞれに早期健全化基準と財政再生基準があります。（④は財政再生基準なし）

①～④のどれか1つでも早期健全化基準以上となると、自主的な改善努力による財政の健全化を図るため、「財政健全化計画」を策定し、外部監査を求めなければいけません。また、同じく財政再生基準以上となると、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、地方債の発行が制限されるなど国等の関与による確実な財政の再生が求められます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、経営健全化基準以上になると、公営企業の経営健全化を図るため、「経営健全化計画」を策定し、外部監査を求めなければいけません。

湧別町の平成29年度決算における健全化判断比率および資金不足比率は、すべて基準を下回り、町の財政は健全であることを示す結果となりました。今後も健全な財政状況を維持できるよう適正な財政運営に努めます。

■各指標の説明

①実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減対策や歳入の増加策を講じるとともに、解消の期間も長期間にわたる可能性が高くなるなど深刻な事態になっているということになります。

②連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。



この比率が高くなるほど、より多くの歳出削減対策や歳入の増加策を講じなければならなくなり、また、その解消期間も長期間にわたる可能性が高くなります。